

本庄市と日本薬科大学との包括連携に関する協定書

本庄市（以下「甲」という。）と日本薬科大学（以下「乙」という。）は、相互の連携協力に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互の密接な連携と相互の資源を有効に活用し、地域の発展や市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携の範囲）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携するものとする。

- （1）産業・経済の振興に関すること。
- （2）健康づくりに関すること。
- （3）スポーツ、教育及び生涯学習に関すること。
- （4）人材の育成に関すること。
- （5）その他地域の発展、市民サービスの向上に関すること。

（連絡調整）

第3条 甲及び乙は、前条各号に定める事項を効果的に推進するため、両者に窓口を設置し、必要な連絡調整を行うものとする。

（守秘義務）

第4条 両者は本協定に基づく連携にあたり、業務上知り得た秘密事項について、第三者に対して開示又は漏洩してはならない。本協定の有効期間中のみならず、有効期間終了後も同様とする。

（期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙から書面による申し出がなされないときは、その有効期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議の上、決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、両者署名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年3月21日

甲 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号

本庄市

本庄市長

乙 埼玉県北足立郡伊奈町小室10281

日本薬科大学

学長